

介護保険住宅改修費の支給

介護保険の認定（要支援1・2 要介護1～5）を受けている方

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や家庭で介護をする人の負担軽減のために、手すりの取り付けや段差の解消など小規模な住宅改修を行う場合には、その費用の7～9割相当額（所得等により負担割合が異なります。）が住宅改修費として支給されます。

支給限度額は改修時に住んでいる住宅につき20万円（保険給付額14～18万円）です。

□支給対象となる住宅改修

①手すりの取り付け

廊下・トイレ・浴室・玄関・玄関の外から道路までなどに転倒防止や移動補助のための手すり取り付け。

※取り付け工事を伴わない床置や便器を囲んで置いて使用する手すりは、「福祉用具貸与」の対象となります。

②段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室・玄関などの各室間や、玄関から道路までの段差・傾斜を解消するための敷居撤去・スロープ設置などの改修。

※取り付け工事を伴わないスロープは「福祉用具の貸与」、浴室用すのこの段差解消は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。

③滑り止めや、移動を円滑にするための床材の変更

居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等に変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。

④引き戸などへの扉の取り替え

開き戸を引戸や折り戸からアコーディオンカーテン等への取り替え、ドアノブの変更、扉の撤去、戸車の設置など。

※自動ドアにした場合の動力部分の費用は保険給付対象外です。

⑤洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え

※据え置き型の腰掛便座の設置は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。

①～⑤の改修に伴って必要となる付帯設備の改修も支給対象となります。

- 手すりの取り付けのための壁下地補強
- スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- 扉の取り換えに伴う壁や柱の改修
- 便器の取り換えや浴室の段差解消に伴う給排水設備工事など

□住宅改修費の支給を利用する手順

住宅改修費の支給を受ける場合、事前申請から給付費支給まで次の1～4の流れとなります。この順番が前後すると保険給付を受けられない場合があるほか、改修内容によっては給付の対象とならない場合もありますので、事前に北見市またはケアマネジャーにお尋ねください。

改修にかかった費用の支払いについては、いったん全額（支給限度基準額20万円）を支払った後、改修費総額から自己負担分（1～3割分）を除いた保険給付分の払い戻しを受ける方法（本人払い）のほか、施工業者へ自己負担分のみを支払い、施工業者が保険給付分を北見市から受け取る方法（受領委任払い）がありますので、事前申請の際にどちらの支払方法とするかケアマネジャー等とご相談ください。

1 事前に申請します

①申請書、②居室介護支援事業者・工事業者等が作成する理由書、③工事見積書、④工事前の写真・図面を添えて事前に支給の申請をします。

2 工事を行います

北見市の書類審査を経て、工事を行います。

3 工事後に次の書類を提出

①完了届②工事内訳書③領収書④改修後の写真を北見市に提出します。

4 7～9割分が支給されます。

北見市の書類審査を経て上限額内で住宅改修費の7～9割相当額が支給されます。

詳しくは、北見市保健福祉部介護福祉課、または各総合支所保健福祉課まで

保健福祉部介護福祉課 TEL0157-25-1144 端野総合支所保健福祉課 TEL0157-56-2117
常呂総合支所保健福祉課 TEL0152-54-2114 留辺蘂総合支所保健福祉課 TEL0157-42-2425

介護保険福祉用具購入費の支給

介護保険の認定（要支援1・2 要介護1～5）を受けている方

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合は、その購入にかかった費用の7～9割相当額（所得等により負担割合が変わります。）が福祉用具購入費として支給されます。

支給限度額は1年間に10万円（保険給付額7～9万円です。）

□購入できる福祉用具

（特定福祉用具販売業者・特定介護予防福祉用具販売業者で購入した商品）

①腰掛便座

- 和式便器の上に置いて腰かけ式に変えるもの
 - 洋式便器の上において高さを補うもの
 - 移動可能（居室にて使用できる）なもの
- ※工事を伴う便器の取り替えは「住宅改修費の支給」の対象となります。

②入浴補助用具

- 入浴用いす
 - 浴槽内いす
 - 浴槽用手すり※浴槽の縁を掴んで固定できるもの
 - 入浴台
- ※浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるようにするもの
- 浴室内すのこ※浴槽の床の段差を解消できるもの
 - 浴槽内すのこ※浴槽の床の高さを補うもの
 - 入浴用介助ベルト
- ※介護者等の体に直接巻きつけて使用するもの

③自動排泄処理装置の交換可能部品

- レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となり、容易に交換ができるもの
- ※本体の部分は「福祉用具貸与」の対象となります。

④簡易浴槽

- 空気式または折りたたみ式等で簡単に移動ができるもの

⑤移動用リフトの吊具部分

- 移動用リフトの本体は「福祉用具貸与」の対象となります。

□福祉用具購入費の支給を利用する手順

購入にかかった費用をいったん全額自己負担し、北見市へ申請書・福祉用具を必要とする理由書領収書・商品のパンフレット等を添えて提出すると、保険給付分が後から支給されます。（購入費の1～3割は自己負担となります。）

また、購入費全額（支給限度基準額10万円）の自己負担分のみお支払いいただく「受領委任払い」という方法もありますので、購入をお考えの方は北見市または担当ケアマネジャーにご相談ください。

1 事前に相談します

事前に居宅介護支援事業者、高齢者相談支援センターに相談します。

2 福祉用具を購入します

必要な福祉用具を北海道の指定を受けている業者より購入します。購入の費用はいったん全額自己負担になります。

3 北見市へ申請します。

申請書に福祉用具を必要とする理由書・領収書・パンフレット等を添えて、北見市に申請します。

4 7～9割分が支給されます。

給付対象であることが確認された後、上限額内で購入費の7～9割相当額が支給されます。

詳しくは、北見市保健福祉部介護福祉課、または各総合支所保健福祉課まで

保健福祉部介護福祉課 Tel.0157-25-1144
常呂総合支所保健福祉課 Tel.0152-54-2114

端野総合支所保健福祉課 Tel.0157-56-2117
留辺蘂総合支所保健福祉課 Tel.0157-42-2425